

<b>第1章 ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進</b>		<b>1</b>
<b>1</b>	<b>生活と仕事を両立できる環境づくり</b>	<b>1</b>
	(1)柔軟な働き方の普及・定着促進	1
	ア. 柔軟な働き方の普及および定着に向けた支援	1
	イ. 子育て・介護等と仕事を両立できる環境づくり	1
	(2)雇用機会の均等と女性の職域拡大・登用促進	2
	ア. ポジティブ・アクションの推進	2
	イ. 雇用機会均等に関する普及啓発	2
	ウ. 女性活躍推進に向けた事業者の取組促進	2
	(3)女性の就業継続やキャリア形成	3
	ア. 働きやすい雇用環境整備などによる職場における女性の活躍推進	3
	イ. キャリア形成支援・能力開発	4
<b>2</b>	<b>妊娠・出産・子育てに対する支援</b>	<b>5</b>
	ア. 保育サービスの充実	5
	イ. 地域での子育て支援	8
	ウ. 子育てと仕事の両立が可能な環境づくりの促進	9
	エ. 行動しやすいまちづくり	11
<b>3</b>	<b>介護に対する支援</b>	<b>12</b>
	ア. 介護への支援	12
	イ. 介護と仕事の両立が可能な環境づくりの促進	13
<b>4</b>	<b>職場や就職活動におけるハラスメントの防止</b>	<b>14</b>
	ア. 相談・普及啓発	14
	イ. 都庁内におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止対策	14
<b>5</b>	<b>起業等を目指す女性に対する支援</b>	<b>15</b>
	ア. 起業家・自営業者への支援	15
<b>6</b>	<b>育児や介護等を理由とする離職者に対する再就職支援</b>	<b>16</b>
	ア. 育児や介護を理由とする離職者に対する再就職支援	16
<b>7</b>	<b>生涯を通じた男女の健康支援</b>	<b>18</b>
	ア. 母子保健医療体制の整備及び相談等の支援	18
	イ. 各年代に応じた心と体の健康支援及び性教育	20
<b>第2章 男女平等参画に向けたマインドチェンジ</b>		<b>23</b>
<b>1</b>	<b>生活と仕事における意識改革</b>	<b>23</b>
	(1)「働く」の意識改革	23
	ア. 働く場の意識改革	23
	イ. キャリア形成意識の醸成	24
	(2)男性の家事・育児参画に向けた意識改革	24
	ア. 男性の主体的な家事・育児参画に向けた意識改革	24
	イ. 男性を後押しする社会全体の気運醸成	25
	(3)男女平等参画に向けた意識改革	26
	ア. 情報の発信と普及啓発	26
	(4)社会制度・慣行の見直し	27
	ア. 都庁内における対応	27
<b>2</b>	<b>教育・学習の充実</b>	<b>27</b>
	(1)学校での男女平等	27
	ア. 学校での男女平等	27
	(2)若者のキャリア教育の推進	28

ア. 若者のキャリア教育の推進	28
(3)多様な学習・研修機会等の提供	29
ア. 多様な学習機会の提供	29
<b>3 あらゆる分野における女性の参画拡大</b>	<b>30</b>
(1)政治・行政等分野	30
ア. 政治・行政・教育分野における男女平等参画の促進	30
(2)防災・復興分野	31
ア. 防災における男女平等参画の促進	31
(3)地域活動	32
ア. 地域における男女平等参画の推進	32
<b>第3章 多様な人々の安心な暮らしに向けた支援</b>	<b>32</b>
<b>1 ひとり親家庭への支援</b>	<b>32</b>
ア. ひとり親家庭の相談や就業支援等	32
イ. 保育サービス等の整備	34
<b>2 高齢者への支援</b>	<b>35</b>
ア. 地域における高齢者への支援	35
イ. 行動しやすいまちづくり	38
<b>3 若年層への支援</b>	<b>39</b>
ア. 若年層への支援	39
<b>4 障害者への支援</b>	<b>39</b>
ア. 障害者への支援	39
イ. 行動しやすいまちづくり	41
<b>5 性的少数者への支援</b>	<b>42</b>
ア. 性的少数者への支援	42

令和4年度 東京都男女平等参画施策一覧(配偶者暴力対策関連施策)

<b>第2章 配偶者暴力対策</b>	<b>44</b>
<b>1 暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見</b>	<b>44</b>
(1)暴力を許さない社会形成のための教育と啓発の推進	44
(2)早期発見体制の充実	45
<b>2 多様な相談体制の整備</b>	<b>48</b>
(1)都の配偶者暴力相談支援センター機能の充実	48
(2)身近な地域での相談窓口の充実	49
(3)多様な人々の状況に応じた相談機能の充実	50
<b>3 安全な保護のための体制の整備</b>	<b>52</b>
(1)保護体制の整備	53
(2)安全の確保と加害者対応	53
<b>4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備</b>	<b>55</b>
(1)総合的な自立支援の展開	55
(2)安全で安心できる生活支援	57
(3)就労支援の充実	59
(4)住宅確保のための支援の充実	60
(5)子供のケア体制の充実	62
<b>5 関係機関・団体等の連携の推進</b>	<b>63</b>
(1)広域連携と地域連携ネットワークの強化	63
(2)民間団体との連携・協力の促進	65
<b>6 人材育成の推進</b>	<b>66</b>
<b>7 二次被害防止と適切な苦情対応</b>	<b>67</b>

8	調査研究の推進	67
第3章 男女平等参画を阻害する様々な暴力への対策		68
1	性暴力被害者に対する支援	68
2	ストーカー被害者に対する支援	71
3	セクシュアル・ハラスメント等の防止	72
4	性・暴力表現等への対応	73

令和4年度 東京都男女平等参画施策一覧(推進体制)

「推進体制」		76
推進体制		76
	ア. 都における体制	76
	イ. 相談(都民からの申出)	76
	ウ. 区市町村や事業者等との連携	76